

- 趣旨：多様な主体と連携・協働し、生涯にわたる消費者教育を体系的・効果的に推進
- 計画期間：平成26年度～平成30年度（5年間）（当初策定：平成26年12月）
- 計画の位置付け：消費者教育推進法第10条第1項に基づく計画

1 ライフプランに応じた消費者教育

(1) 若年層

・学校における教育

学習指導要領に基づき、社会科、家庭科、公民科などの各教科において消費者教育を実施。

・外部講師による教育

小学生から大学生等に対して、消費生活センターの消費生活相談員や弁護士などの外部講師による消費生活講座を開催。

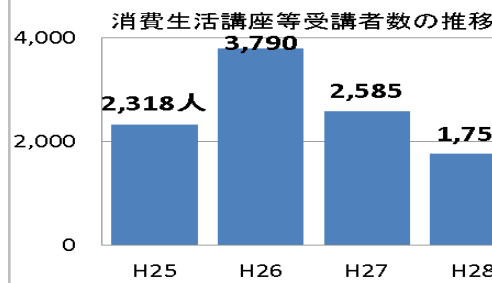


<消費生活講座受講者数の推移> (人)

	H25	H26	H27	H28	H29
夏休み子ども生活科学教室	253	191	183	102	10
消費生活相談員による中学生向け消費生活講座	611	196	0	423	464
弁護士による高校生向け消費生活講座	3,689	3,109	3,426	3,681	4,270
弁護士による悪質商法撃退講座inキャンパス	592	693	606	688	750
新成人向け消費者カアアップ冊子の配布	市町村を通じ成人式において配付				

(2) 高齢者・成人一般

関係行政機関、福祉、消費者団体等の51機関・団体によるネットワーク組織「くらしの安心ネットとやま」の構成団体や町内会、企業の従業員等を対象に消費生活の出前講座を実施。



※H29は一部子ども向けを含む。

2 消費者教育の担い手育成

(1) 教職員

教員(小・中・高校)を対象に、児童・生徒がしやすい最新の消費者トラブルや対処方法に関する研修を実施。

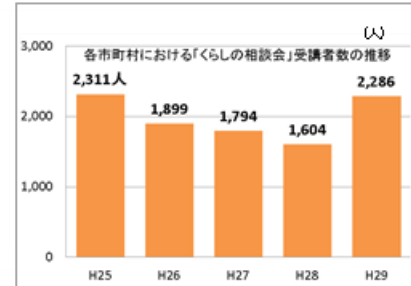
(小中学校・高校各年1回)

(2) 地域における担い手人材の育成

①「消費生活推進リーダー(消費生活出前講座等の講師)」や「くらしのアドバイザー(啓発講座を企画)」の委嘱

・消費生活推進リーダー

消費生活関連の専門知識のある方を県消費生活センターやくらしのアドバイザーが開催する講座の講師として24名を県が委嘱。



・くらしのアドバイザーによる講座

消費者問題に関心のある方を公募し、15市町村に72名配置。地域における消費者啓発講座「くらしの相談会」の企画、不当表示や過大景品の監視(随時)などを実施。

② 高齢者等見守り研修会

地域住民(民生委員)や福祉関係者等に悪質商法等事例や見守り対応策を学んでもらい、高齢者等の消費者被害の未然防止を図る。

見守り研修会参加者数の推移 (人)

年度	H27	H28	H29	H30
参加者数	83	77	71	75

③ 消費者グループの活動支援

消費生活に関する知識の普及を行う消費生活研究グループの活動を支援。(現在、19グループ)

[主な活動]

- ・消費者大会等における活動発表(リフォーム作品展示、エコクッキングなど)
- ・地域における消費者教育(寸劇による悪質商法対応などの啓発)
- ・共通調査(年1回)H29テーマ「食品ロスを減らしましょう」



(3) 消費生活センターや市町村の消費生活相談員の資質向上

① 消費者教育講師養成研修

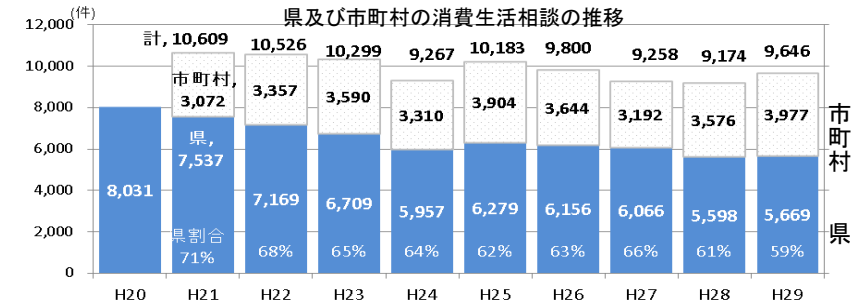
消費者教育の講師としての必要な基礎知識や実践的手法を習得するため演習等を実施。

② 相談対応力向上のための研修等

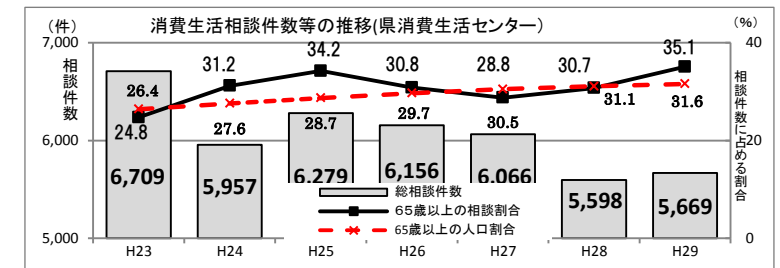
法改正やネットトラブルの最新情報など相談処理に必要な知識を習得。

3 消費生活相談等の状況

① H29年度の相談件数: 架空請求ハガキの激増により4年ぶりに増加。スマホ等への架空請求やアダルト情報サイトの不当請求、光回線の転用などインターネット関連が多数を占め、相談内容は複雑化・巧妙化・広域化。



② 高齢者の相談割合: 高齢者を狙った悪質商法や以前は若年層が中心であったインターネット関連の相談が高齢者からも寄せられており、相談割合は増加傾向
高齢者(65歳以上)の相談割合 H26: 30.8% → H29: 35.1%



③ 特殊詐欺被害の現状

金融機関やコンビニなどと連携した水際対策の強化により、H29は認知件数は微増、被害金額は減少。H30は現時点で、認知件数、被害金額ともに半減。

